

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		役 務 仕 様 書	
	性質による分類		個 別 仕 様 書	
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	災害時における物品の借上		補本LPS-Q002014-1	
			作 成	令和3年 7月21日
			改 正	令和6年 1月 5日
				令和 年 月 日
			作成部隊等名	補 給 本 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が実施する災害時における物品の借上について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.2.1 カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって、当該製造会社名等と品名、形式等により、品質、形状、性能、その他必要事項が確定できる製品をいう。

1.2.2 受領前点検

官側への借上品引き渡し前に、契約の相手方において実施する外観目視点検及び作動確認点検。

1.2.3 返納時点検

撤去に先立ち、契約の相手方において実施する外観目視点検及び作動確認点検。

1.2.4 撤去

借上品が、契約の相手方に返納されること。

1.3 引用文書等

a) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

品名	災害時における借上
----	-----------

1) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

2) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）

b) 関連文書

「災害時における資器材の提供に関する協定」に基づく資器材の借受けについて（通達）（補本需第121号 令和2年7月10日）

2 全般

2.1 一般事項

この仕様書の借上品は、カタログ製品とし、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の第6条及び第7条、エネルギーの使用の合理化に関する法律エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則に適合しなければならない。

また、借上品は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 品目・数量等

物品番号、部品番号（型式番号）、品名、単位、数量、製造会社名、製品に関する要求等は、借上品目表（以下、“品目表”という。）による。

2.3 役務実施場所

役務実施場所は、品目表に示す。

2.4 借上期間

借上期間は、品目表に示す。

2.5 受領前点検・返納時点検・撤去

受領前点検、返納時点検及び撤去は、次による。

a) 受領前点検及び返納時点検は、監督官立会いの下実施する。

なお、点検実施結果（様式任意）を作成し、監督官の確認を得る。

b) 撤去は、借上期間満了後速やかに、返納時点検を実施した後、監督官立会いの下実施する。

なお、撤去期限は品目表に示す。

品 名	災害時における借上
-----	-----------

3 管理条件

3.1 借上品の取扱い

借上品の取扱いは、次による。

- a) 借上品の受領から返納時までの操作は、官側が行う。
- b) 借上期間中に使用する燃料は、官側が負担をし、受領時の燃料は、満タン引渡しとし、返納時は、満タン引渡しとしない。
- c) 契約の相手方は、借上品を役務実施場所へ運搬し、運搬に要する費用（往復）を負担する。

なお、別に指示がある場合は、品目表に示す。

- d) 借上品であることが、容易に確認できるように借上品に表示する。

3.2 故障発生時の処置

借上期間中、借上品に故障が発生した場合は、修復又は代替品提供のうち、いずれか早い方を契約の相手方の負担で速やかに実施し、2.5 a)により受領前点検を実施する。

4 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

5 その他の指示

5.1 添付書類

契約の相手方は、取扱説明書1部を借上品の種類ごとに添付する。

5.2 設置及び調整

設置及び調整を要する借上品は、品目表によるものとし、監督官の指定する場所に搬入し、品目表に規定されている性能を満足するように借上初日までに完了させる。

5.3 安全管理

安全管理は、C&LPS-Y00007の4.6による。

5.4 官側の支援

契約の相手方は、設置及び調整にあたり、官側の支援を必要とする場合は、監督官と調整のうえ、次の項目について官側の支援を無償で受けることができる。

- a) 現地における搬入器材の保管
- b) 現地における電力及び水の使用
- c) その他官側が認めた事項

5.5 仕様書の疑義

契約の相手方は、仕様書について疑義がある場合は、監督官を通じて契約担当官等官に申し出なければならない。